

## 議案第48号・第49号 権利の放棄について 資料

### 1. 経緯について

- ・昭和48年 天理市が奈良県に対して221,260,000円で天理市嘉幡町地内の土地を売却
- ・平成2年9月 天理市が奈良県から当該土地を745,827,954円で購入
- ・平成3年2月 天理市が安田建設工業株式会社に温水プールを建設運営することを条件に当該土地を979,944,554円で売却
- ・平成3年10月 安田建設工業株式会社が当該土地の4分の3を40億円で転売

### 2. 裁判の経過について

- ・平成4年6月 奈良地方裁判所へ訴訟提起  
(天理市の所有地を不当に安い価格で払い下げたため、元市長、元助役及び安田建設工業株式会社に対して損害賠償金の支払と天理市に損害賠償請求をするよう求めたもの)
- ・平成7年7月 奈良地方裁判所判決
- ・平成10年7月 大阪高等裁判所控訴審判決
- ・平成14年9月 最高裁判所判決  
元市長 任務違反による不法行為認定  
元助役 共同不法行為認定  
賠償確定額 1,250,855,446円及び遅延損害金(年5分)
- ・平成17年3月 元助役より損害賠償金の納付(10,000,000円)
- ・平成17年5月～平成19年5月  
元市長相続人より損害賠償金30,000,000円(3回)の納付

### 3. 資産報告について

- ・平成17年以降、債務者に毎年資産報告を求め提出される。

### 4. 資産照会について

- ・平成28年10月 元市長妻 死亡
- ・平成28年12月～平成29年1月  
元市長妻の死亡を機に相続人2名の資産に変動が予想されたため、同意のもと金融機関等への資産照会を行った。  
元市長相続人A・B 20,134,118円 1,450,211円

## 5. 回収結果について

- 平成29年1月～2月

弁護士に委任し、強制執行による差押えを行った。

元市長相続人A・B            192,696円    1,011,363円

## 6. 元市長相続人2名に対する財産開示について

- 平成30年1月～2月（請求及び事情聴取）

財産開示の回収金について

元市長相続人A・B            186,097円    151,191円

## 7. 元市長妻（故人）に係る相続財産管理人選任の申立について

- 平成30年10月 相続財産管理人により弁済金回収            945,759円

## 8. 資産照会（再度）及び回収金の結果等について

- 平成30年6月～令和2年1月

資産照会（結果）について（平成30年6月末）回収すべき資産なし。

明確な説明、弁済等を求め協議を続ける。

- 令和2年2月 弁護士より債権回収についての報告書が提出される。

## 9. 損害賠償請求権に係る和解について

- 元市長相続人Aに対する支払請求権について和解するもの

令和2年3月議会（議案第31号）に上程、原案どおり可決された。

## 10. 損害賠償請求権に係る権利の放棄について

- 元市長相続人2名に対する支払請求権について放棄するもの

### (1) 元市長相続人A

損害賠償請求権に係る和解について（令和2年3月議案第31号）可決後に締結した和解条項に基づき1,300万円の支払を受けたことから支払請求権について放棄しようとするもの

### (2) 元市長相続人B

強制執行（差押え）を実施するとともに、財産開示手続により任意の支払を受け、損害賠償金の一部を回収した。

現在の資産状況及び収入の状況から、これ以上の債権回収は困難と判断し、支払請求権について放棄しようとするもの